

報道機関、ジャーナリストのみなさま

原発事故避難者のみなし仮設住宅延長許可申請書の集団提出

ひなん生活をまもる会 代表 鴨下 祐也
(連絡先) 〒115-0045

東京都北区赤羽2-62-3 マザーシップ司法書士法人内
電話03-3598-0444 FAX 03-3598-0445

私たちは、福島原発事故のため、首都圏のみなし仮設住宅（都営住宅など）に避難している避難世帯のグループです。私たちは2017（平成29）年3月31日に原発事故により東京都から提供されている「みなし応急仮設住宅」の使用期限が切れることから、同じ住宅に住み続けたいとする区域外避難者の会員により、東京都知事に対し、引き続き同じ住宅を無償で使用を許可するよう、申請書を集団で提出致します。

私たちは、全ての原発事故避難者に対し、来年3月の提供打ち切りを撤回すること、避難用住宅を「無償で」長期間提供すること等の5つの要望を確約・実行するよう求め、全国の避難者、支援者と連携を取って活動を続けてきました。打ち切り撤回を求める署名は、全国の避難者団体に呼びかけ、必死の思いで6万4千筆を超える署名を集め、昨年3月に内閣府防災担当に一次提出致しました。（福島県、東京都にもその後順次提出しました）

これまでの交渉の中で、現行枠組みのままでの延長に法的問題が無いこと、福島県の言う「新たな支援策」には多くの問題や矛盾を含むことが明らかになったものの、3月での打ち切りは動いておりません。そればかりか、東京都は、私たちの声に耳を貸さず、福島県と一体となって避難者宅に執拗な直接訪問と電話、メールでの圧迫が行なわれ、健康を害した避難者も出ました。福島県との交渉では、戸別訪問の中止を求めましたが、これも拒否されました。私たちは、人権を無視した3回目の戸別訪問の強行を許すことはできません。

原発事故では、避難区域の内外を問わず、放射性物質に汚染されたままの避難元やその近隣市町村には当面戻りたくないという避難者が多数です。私たちが被曝を避けるためには、3月で期限が切れようとも、避難は終われないのです。この問題の発端は、政府と福島県による避難住宅打ち切り決定ですが、実際の住宅危機に陥っているのは、避難先で生活している避難者です。そして、最大の避難先である東京都こそが、この問題の中心地です。打ち切り対象となっている都内数千名の避難者の生活が、小池都知事の判断にかかっています。

<延長許可申請書の集団提出>

集合日時 平成29年1月23日（月）午後12時45分

集合場所 都庁第二庁舎1Fロビー（セキュリティチェックがあります）

提出先 東京都都市整備局（カメラ取材の方は下記問合せ先にご連絡ください）

<記者会見>

日 時 同日14時00分

場 所 都庁記者クラブ

<本件の問い合わせ先> ひなん生活をまもる会 代表 鴨下祐也 070-6566-0940

以上